

男鹿市訓令第 13 号

男鹿市職員の地域担当制実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 9 月 20 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市職員の地域担当制実施要綱の一部を改正する訓令

男鹿市職員の地域担当制実施要綱（令和 3 年男鹿市訓令第 11 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この訓令は、住民と行政がより身近な存在として協働のまちづくりを推進するため、市職員がこれまで以上に市民と話し合う機会を設け、支所長、<u>地域コミュニティセンター</u>所長及び公民館長との協働により地域の課題解決に連携して取り組むことにより、地域活動の活性化及び行政運営の円滑化を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この訓令は、住民と行政がより身近な存在として協働のまちづくりを推進するため、市職員がこれまで以上に市民と話し合う機会を設け、支所長、<u>出張</u>所長及び公民館長との協働により地域の課題解決に連携して取り組むことにより、地域活動の活性化及び行政運営の円滑化を図ることを目的とする。</p>
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。